

令和7年度 山梨県ジュエリーマスター認定制度

認定試験・受験者募集要項

ジュエリーマスター認定制度は、宝石加工・宝飾加工（貴金属加工）の2つのジュエリー制作分野で、一定基準以上の技術を持つ方を山梨県知事が認定する制度です。

上級の称号である「ジュエリーマスター」は各業務において、より専門的な知識及びより高度な技術を有し、後進の指導・育成ができ、独自の判断で上級の業務を的確に遂行できるという点で高い評価を受けた技術者であることを意味します。

1 称号（等級種別）と業務名、試験日、受験資格、試験方法、試験場所等

(1) ジュエリーマスター（上級）

業務名：宝石加工・宝飾加工

試験日：（5ページに記載）

受験資格：次のいずれかに該当する者

- ①受けようとする業務名と同一のプレ・ジュエリーマスター合格後、認定日から受験申請の締切日までに、宝石加工・宝飾加工に関し3年以上の実務経験を有する者
- ②職業能力開発促進法に基づく1級の技能試験（貴金属装身具製作）に合格した者
- ③山梨県宝石研磨技能審査実施要綱に基づく1級の技能審査に合格した者
- ④伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく伝統工芸士（甲州水晶貴石細工）の認定を受けた者
- ⑤受けようとする業務名と同一のプレ・ジュエリーマスターに合格し、かつ受験申請の締切日までに、宝石加工・宝飾加工に関し7年以上の実務経験を有する者

試験方法：学科試験（面接 ※1年以内に制作した作品3点の審査を含む）、実技試験

試験場所：山梨県立宝石美術専門学校

(2) プレ・ジュエリーマスター（中級）

業務名：宝石加工・宝飾加工

試験日：（5ページに記載）

受験資格：次のいずれかに該当する者

- ①受けようとする業務名と同一のジュニア・ジュエリーマスターに合格した者
- ②職業能力開発促進法に基づく2級の技能試験（貴金属装身具製作）に合格した者
- ③受験申請の締切日までに、宝石加工・宝飾加工に関し3年以上の実務経験を有する者

試験方法：学科試験（筆記）、実技試験

試験場所：山梨県立宝石美術専門学校

(3) ジュニア・ジュエリーマスター（初級）

業務名：宝石加工・宝飾加工

試験日：（5ページに記載）

受験資格：令和7年4月1日現在 満18歳以上の者

試験方法：学科試験（筆記）、実技試験

試験場所：山梨県立宝石美術専門学校

※注意事項

- ・試験によっては試験設備の都合により、受験申請の締切日前でも受付を終了することがあります。受付状況については、山梨県産業振興課（9 申請先・お問い合わせ先）へお問い合わせください。
- ・受験票は受験申請書から切り離して、試験当日に必ず持参してください。
- ・実技試験では、受験申請受付後に通知する「実技試験使用工具等一覧」に指定した工具等を必ず持参

してください。

- ・日程を確認のうえ、必要に応じて昼食を持参してください。
- ・ジュエリーマスター（上級）の学科試験とは面接により実施されるものであり、作品審査を含みます。審査する作品は装身具又は装身具用に研磨した宝石であることとし、審査日より過去1年以内に制作したものを3点とします。なお、ジュエリーマスター（宝石加工）受験者のうち伝統工芸士（甲州水晶貴石細工）の作品については、3点のうち1点以上は装身具又は装身具用に研磨した宝石とします。
- ・ジュエリーマスター受験者は、令和7年9月26日（金）の面接試験当日に制作作品を持参してください。
- ・ジュエリーマスターの面接試験の際に、やむを得ない事情で作品を持参できない場合は、作品の写真を用いて審査を行いますので、事前に山梨県産業振興課（9 申請先・お問い合わせ先）にご相談ください。その場合の事前提出物、提出期限、撮影条件等については以下のとおりです。

＜事前提出物＞

①作品の写真

※作品の全体、正面、背面のそれぞれの写真をご提出ください。

※その他アピールポイントとなる部分の写真等も適宜ご提出ください。

②作品の説明文

※作品の用途（指輪・ブローチ等）、技術・技法、原材料、大きさなどを記載してください。

＜提出期限＞

令和7年8月22日（金）17時まで

＜写真の撮影条件＞

※肉眼で見た作品と撮影した写真との差が最小となるよう、できるだけ自然光の下で撮影すること。

※実物と色調、質感が異なるような、画像の修正加工をしないこと。

※作品の下には黒や白などの滑らかな無地布を敷くなど、作品の色調に影響が出ないシンプルな背景・構図で撮影すること。

- ・持参した作品及び提出した写真の作品が本人によるものではないと判明した場合、試験失格となり、認定後においても、その認定が直ちに取消されます。
- ・作品を持参する際に起きた損傷等の事故は、受験者本人の責任となりますのでご注意ください。

2 試験の免除等

- ・前年度までの試験において、学科試験又は実技試験のどちらか一方に合格している方（以下「一部合格者」と言う）は、以後の試験で1回に限り、合格した試験の受験が免除されます。
- ・平成19年度から前年度までの試験において、ジュニア・ジュエリーマスターの学科試験に合格している方は、以後ジュニア・ジュエリーマスターの別業務を受験する場合、学科試験が免除されます。
- ・同様に、平成19年度から前年度までの試験において、プレ・ジュエリーマスターの学科試験に合格している方は、以後プレ・ジュエリーマスターの別業務を受験する場合、学科試験が免除されます。
- ・1級技能士（貴金属装身具製作）又は1級宝石研磨士に合格している方、若しくは伝統工芸士（甲州水晶貴石細工）の認定を受けた方は、実技試験が免除されます。

3 試験出題範囲

別紙「学科・実技試験の出題範囲」に記載のとおりです。

4 受験申請書の受付期間

令和7年6月2日（月）～ 6月30日（月）（必着）

- ・持参の場合は土日曜日及び祝祭日は除きます。持参の受付時間は午前9時～午後5時までです。
- ・受験申請書、受験票及び受験調書の用紙は山梨県産業振興課（9 申請先・お問い合わせ先）へ請求して

ください。無料で郵送いたします。または、下記アドレスの画面中部「受験申請書の受付期間」からもダウンロードが可能です。

https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-sin/jewelre_master/jewelry_top.html

5 受験申請方法

- ・受験申請手続きは次のとおりです。
 - 1 「山梨県ジュエリーマスター認定試験受験申請書」および「受験票」に同一の顔写真を添付（申請前6ヶ月以内に撮影、タテ4cm×ヨコ3cm、正面向き脱帽で同一のものを2枚）
 - 2 「山梨県ジュエリーマスター認定試験受験申請書」および「受験票」に必要事項を記入して捺印
 - 3 受験票欄を切り離し、申請書に受験する試験の手数料に相当する額の山梨県収入証紙を貼付（受験票は試験日まで大切に保管し、試験当日に試験会場受付に提示）
 - 4 申請書に証明書を添付する必要がある場合は、クリップにより添付
 - 5 **ジュエリーマスター（上級）受験者は、受験申請書と併せて「山梨県ジュエリーマスター認定試験受験調書」を記入のうえ申請書にクリップにより添付***
 - 6 申請書を申請期間内に持参または郵送（6月30日（月）必着）
※令和5年度より、ジュエリーマスター（上級）受験者のみ受験調書を提出していただきます。
- ・受験申請に添付する証明書は次のとおりです。
 - ジュエリーマスター受験者
 - ・プレ・ジュエリーマスター認定証の写し及び実務経験年数を証明できる書類、又は技能士、宝石研磨士、伝統工芸士の資格で受験される方は、それぞれの資格を有することを示す書面の写し
 - ・受験申請書に記載した表彰歴・大会入賞歴を証明できる書類の写し
 - プレ・ジュエリーマスター受験者
 - ジュニア・ジュエリーマスター認定証の写し、若しくは実務経験年数を証明できる書類、又は技能士の資格で受験される方は、資格を有することを示す書面の写し
 - ジュニア・ジュエリーマスター受験者
 - 令和7年4月1日現在、満18歳以上であることを証明する書類等（例：運転免許証、学校の卒業証明書）の写し（※山梨県立宝石美術専門学校在校生が申請する場合は証明書類の添付は必要ありません）
- ・郵送の場合は封筒の表に「ジュエリーマスター認定試験」と朱書きし、必ず書留郵便にしてください。
- ・受験申請書受付後の試験種別等の変更は認められません。

6 受験手数料

学科試験 3,000 円、実技試験 6,100 円 計 9,100 円

- ・上記手数料は全ての称号（等級種別）において共通です。なおジュエリーマスターの面接試験の手数料は学科試験の手数料に含まれます。
- ・山梨県収入証紙は、山梨県収入証紙売りさばき所（山梨県庁購買、山梨中央銀行本支店他）で購入できます。購入できない場合は、受験申請書を同封のうえ現金書留で送金してください。なお、一旦納付された受験手数料は、受験の有無に関わらず返還しません。

7 認定試験用テキストの送付

受験者には、後日「ジュエリーマスター認定試験用テキスト」をお送りします。

8 合格発表及び認定証の交付

- ・合格者及び一部合格者は、令和7年10月3日頃に山梨県庁のホームページで発表するとともに、受験者あてに通知します。

- ・合格者には、称号と業務名ごとに山梨県知事の認定証を交付します。

9 申請先・お問い合わせ先

山梨県 産業政策部 産業振興課 地場産業振興担当

TEL : 055-223-1543 FAX : 055-223-1547

住所 : 〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1 山梨県庁 別館 3 階

ホームページからのお問い合わせは下記アドレスの画面下部「問い合わせフォーム」からお願いします。

<https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-sin/index.html>

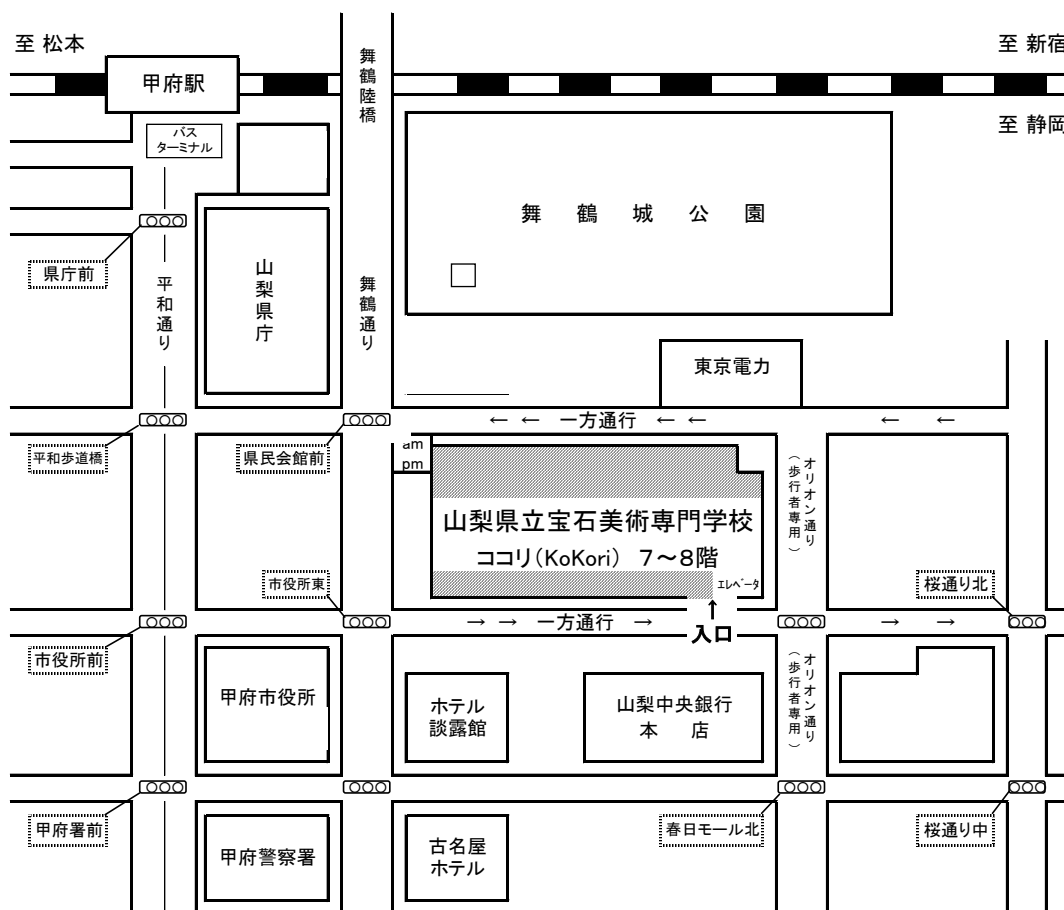
10 試験会場案内

山梨県立宝石美術専門学校

TEL : 055-232-6671

住所 : 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内 1 丁目 16-20 「ココリ」 7・8 階 (受付 7 階)

(JR 甲府駅から徒歩 10 分)



令和 7 年度山梨県ジュエリーマスター認定試験日程

	試験日	9 月 2 4 日(水)		9 月 2 5 日(木)		9 月 2 6 日(金)		備考
称 号	業務名	10 : 00～ 11 : 30	13 : 00～ 16 : 00	9 : 00～ 12 : 00	13 : 00～ 16 : 00	9 : 00～ 12 : 00	13 : 30～ 16 : 00	
ジュニア ジュエリー マスター	宝石加工※	学科試験	実技試験	実技試験				実技試験は 3 時間
	宝飾加工	学科試験	実技試験					実技試験は 3 時間
プレ ジュエリー マスター	宝石加工※	学科試験	実技試験	実技試験				実技試験は 3 時間
	宝飾加工	学科試験	実技試験 (17:00 まで)					実技試験は 4 時間
ジュエリー マスター	宝石加工			実技試験	面接試験			実技試験は 6 時間
	宝飾加工			実技試験	面接試験			面接試験は 30 分～40 分程度

※ 宝石加工ジュニア及びプレ受験者の実技試験の日程は、別途通知します。

※ 受験者は試験開始 15 分前までに受付へ受験票を提示し、試験室の案内等を受けて下さい。

※ 1 級技能士（貴金属装身具製作）又は 1 級宝石研磨士に合格している方、若しくは伝統工芸士（甲州水晶貴石細工）の認定を受けた方は、実技試験が免除されます。

学科・実技試験の出題範囲

分野共通	審査項目			
学科試験	等級種別			
範囲	項目	ジュニア ジュエリー マスター	プレ ジュエリー マスター	ジュエリー マスター
1 宝飾史	次の知識を有すること (1)ジュエリー文化史 ・ 起源からの変遷 ・ 風土と発達の歴史 (2)ジュエリー産業史 ・ 起源からの変遷 ・ 風土と発達の歴史	左記項目の 基礎的な知 識について 実施	左記項目の 専門的な知 識について 実施	左記項目 のより専 門的な知 識につい て実施
2 マネジメント	次の知識を有すること (1)作業管理 ・ 作業管理の仕組み			
3 ビジネス (マーケティング)	次の知識を有すること (1)流通 ・ 販売の仕組み ・ 消費者の価値判断 ・ 情報の役割と活用 ・ 企画の役割 ・ 知的財産の役割 ・ 製造者の責任 (2)素材 ・ 宝石の名称及び判別 ・ 貴金属の名称及び判別 ・ 宝石の特性 ・ 貴金属の特性 ・ 宝石の処理技術と役割 ・ 貴金属の処理技術と役割 (3)商品 ・ 商品の役割 ・ 品目及び用途 ・ 製品の製造 ・ 製品の保護及び管理			
4 デザイン	次の知識を有すること (1)造形 ・ 素材と構造の関係 ・ 構成の役割と仕組み ・ 色彩の役割と仕組み ・ CAD の役割と仕組み (2)伝達 ・ 企画書の役割と仕組み ・ 遠近法の役割と仕組み ・ スケッチの役割と仕組み			

5 プロダクト (宝石加工)	・ レンダリングの役割と仕組み ・ デジタルデータの役割と仕組み 次の知識を有すること (1)加工 ・ 工具及び設備の仕組み ・ 宝石加工技術の仕組み ・ 薬品の役割と仕組み ・ 接合材の役割と仕組み ・ 研磨材の役割と仕組み ・ 表面処理の役割と仕組み (2)保守と管理 ・ 工具の保守と管理 ・ 薬品の管理 ・ 施設設備の保守と管理 ・ 作業の安全管理			
(貴金属加工)	次の知識を有すること (1)加工 ・ 工具及び設備の仕組み ・ 貴金属加工技術の仕組み ・ 薬品の役割と仕組み ・ 接合材の役割と仕組み ・ 鑄造材料の役割と仕組み ・ 研磨材の役割と仕組み ・ 表面処理の役割と仕組み (2)保守と管理 ・ 工具の保守と管理 ・ 薬品の管理 ・ 施設設備の保守と管理 ・ 作業の安全管理			

宝 石 加 工	※ 1 級宝石研磨士、伝統工芸士（甲州水晶貴石細工）は免除			
実 技 試 験	審 査 項 目			
範 囲	項 目	等 級 種 別		
		ジュニア ジュエリー マスター	プレ ジュエリー マスター	ジュエリー マスター
1 宝石加工 （カボション） （丸玉） （ファセット） （彫刻）	次の技能を有すること (1)石取り ・切断位置の決定 (2)切断 ・大割切断（スラブソー） ・小割切断（トリムソー） (3)粗取り（研削） ・グラインダー ・細工機 ・平面研磨研削機 (4)中摺り（研削） ・グラインダー ・細工機 ・平面研磨研削機 (5)仕上げ摺り（研削） ・グラインダー ・細工機 ・平面研磨研削機 (6)研磨 ・グラインダー ・細工機 ・平面研磨研削機	左記項目の 基礎的な技 能について 実施	左記項目の 専門的な技 能について 実施	左 記 項 目 の よ り 専 門 的 な 技 能 に つ い て 実施
2 作業環境の管理	次の技能を有すること (1)環境の安全維持 ・作業と用具の管理			

宝 飾 加 工	※ 1 級技能士（貴金属装身具製作）は免除			
実 技 試 験	審 査 項 目			
範 囲	項 目	等 級 種 別		
		ジュニア ジュエリー マスター	プレ ジュエリー マスター	ジュエリー マスター
1 地金加工	次の技能を有すること (1)切断 ・糸ノコ (2)切削 ・ヤスリがけ ・穴あけ (3)接合 ・ロウ付け ・かしめ (4)部品の制作 ・腕（リング） ・石砕 ・爪 ・クラスプ、フック ・くさり ・ピン (5)形状の制作 ・図面の再現	左記項目の 基礎的な技 能について 実施	左記項目の 専門的な技 能について 実施	左記項目の より専門的 な技能につ いて実施
2 ワックス加工	次の技能を有すること (1)形状の制作 ・図面の再現 ・サイズと縮小率 (2)ロストワックス鑄造法 ・行程			
3 石留め	次の技能を有すること (1)石留め ・爪留め ・覆輪留め ・彫り留め			
4 仕上げ	次の技能を有すること (1)研磨 ・研磨材 ・バレル研磨 ・リユーター ・バフ (2)表面処理 ・メッキ処理			
5 作業環境の管理	次の技能を有すること (1)環境の安全維持 ・作業と用具の管理			